

～改革と創造の市政実現に向けて～

重点改革プラン

小 牧 市

平成24年4月

目 次

1. 重点改革プラン策定の経緯	1
2. 取組期間	1
3. 目的	2
4. 行政改革効果	2
5. 重点改革プランの体系図	3
6. 取組内容	4
(1) 自治体経営改革	4
① 総合計画のあり方の検討	4
② 創造性・機動性の高い組織体制の整備	4
③ 職員の定員管理の適正化	5
④ 新たな行政評価の仕組みの構築	5
⑤ 実行計画、予算、行政評価、人事評価が連携したシステムの構築	5
⑥ 内部統制（リスクマネジメント）の推進	6
⑦ 入札制度改革	6
⑧ 効果的PR（パブリック・リレーションズ）の実施	6
⑨ 議員と職員の関わりの透明化	7
(2) 協働改革	7
① 自治基本条例の制定	7
② 市民力の活用	7
③ 市民との対話の推進	8
(3) 行政サービス改革	8
① 窓口業務の改善	8
② 公共施設の休業日の廃止	9
③ 指定管理者制度の活用（公の施設）	9
④ 民間委託の推進（業務）	9
(4) 財政改革	9
① 事務事業の見直し	9
② 経常的経費の節減	10
③ 公共施設のファシリティマネジメントの推進	10
④ 公共工事のコスト縮減	10
⑤ 補助金等の見直し	11
⑥ 使用料、手数料等の見直し	11
⑦ 税等の市民負担の公平化の確保	11
7. 推進体制	12

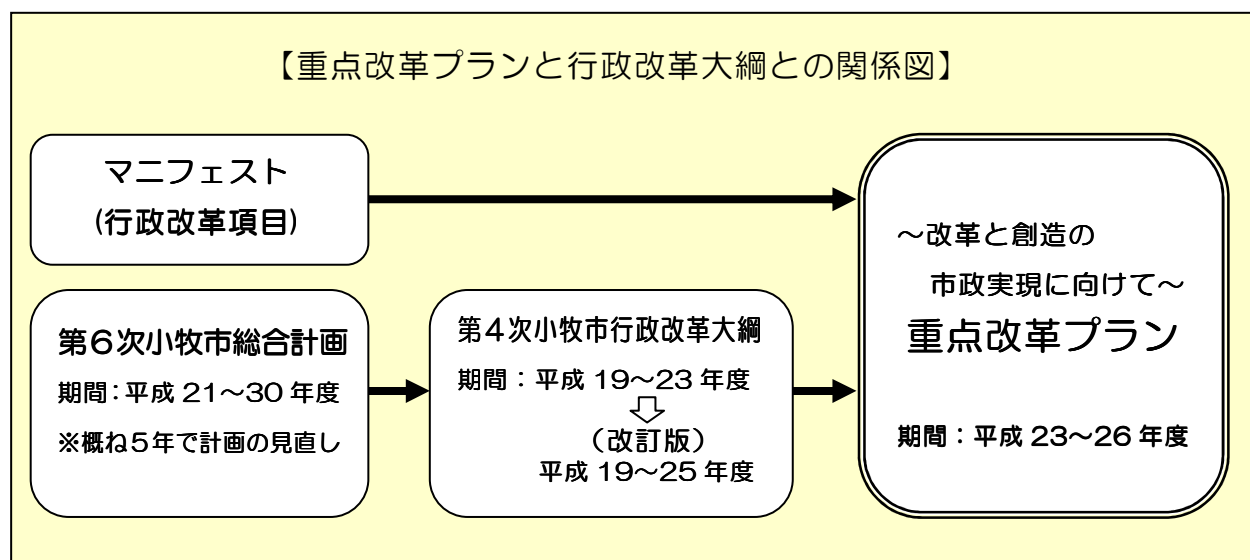
1. 重点改革プラン策定の経緯

本市においては、平成19年3月に策定した第4次小牧市行政改革大綱の計画期間を第6次小牧市総合計画の前期計画が終了する平成25年度末まで2年間延長した第4次小牧市行政改革大綱(改訂版)に基づき、行政改革を進めています。

一方、平成23年2月に就任した市長は、国際経済競争の激化やわが国における高齢化の急速な進展を始め、地域社会の先行きに不透明感が増している今日の状況にあって、国や県の動きを待つのではなく、小牧市自らが地域の課題に率先して取り組み、様々な分野での「先進の地域モデル」の創造に挑み、果敢に行動する「改革と創造」の市政の実現を目指し、マニフェストにおいて行政改革を断行することを掲げており、現在、その取組みを始めています。

そのため、マニフェストに掲げた行政改革項目の実現と第4次小牧市行政改革大綱(改訂版)を推進するため、本市が重点的に取り組む行政改革の指針となる「重点改革プラン」を策定しました。

なお、本プランは、環境変化等によって新たにに取り組むべき課題が発生するなどした場合には、適宜、見直しを行うこととします。



2. 取組期間

重点改革プランの取組期間は、市長の任期中の取組実績が明確になるように、既に取り組みを開始している平成23年度の実績も含め、平成26年度までの4年間とします。

3. 目的

本市が、「改革と創造」の市政実現のために取り組もうとする行政改革は、行政を透明化し、無駄遣いを徹底してカットするとともに、市民満足度の高いサービスを提供し続けることができる機動性の高い組織・経営手法へ改革していこうとするものです。

また、市民の市政参画や市民協働を推進し、市民力を活性化する様々な仕組みを導入し、「自分たちの地域は自分たちで創る」という住民自治意識を高め、住民の自立と互助の精神に支えられた、創意と活力に富んだ地域自治の創造を目指します。

そのため、「自治体経営改革」、「協働改革」、「行政サービス改革」、「財政改革」の4つの改革を柱として、本市が重点的に取り組む行政改革の指針を定めるものです。

<目的>

- ・ 機動性の高い組織・経営手法への改革（自治体経営改革）
- ・ 住民の自立と互助の精神に支えられた、創意と活力に富んだ地域自治の創造（協働改革）
- ・ 市民満足度の高いサービスの提供（行政サービス改革）
- ・ 無駄やコストの削減（財政改革）

4. 行政改革効果

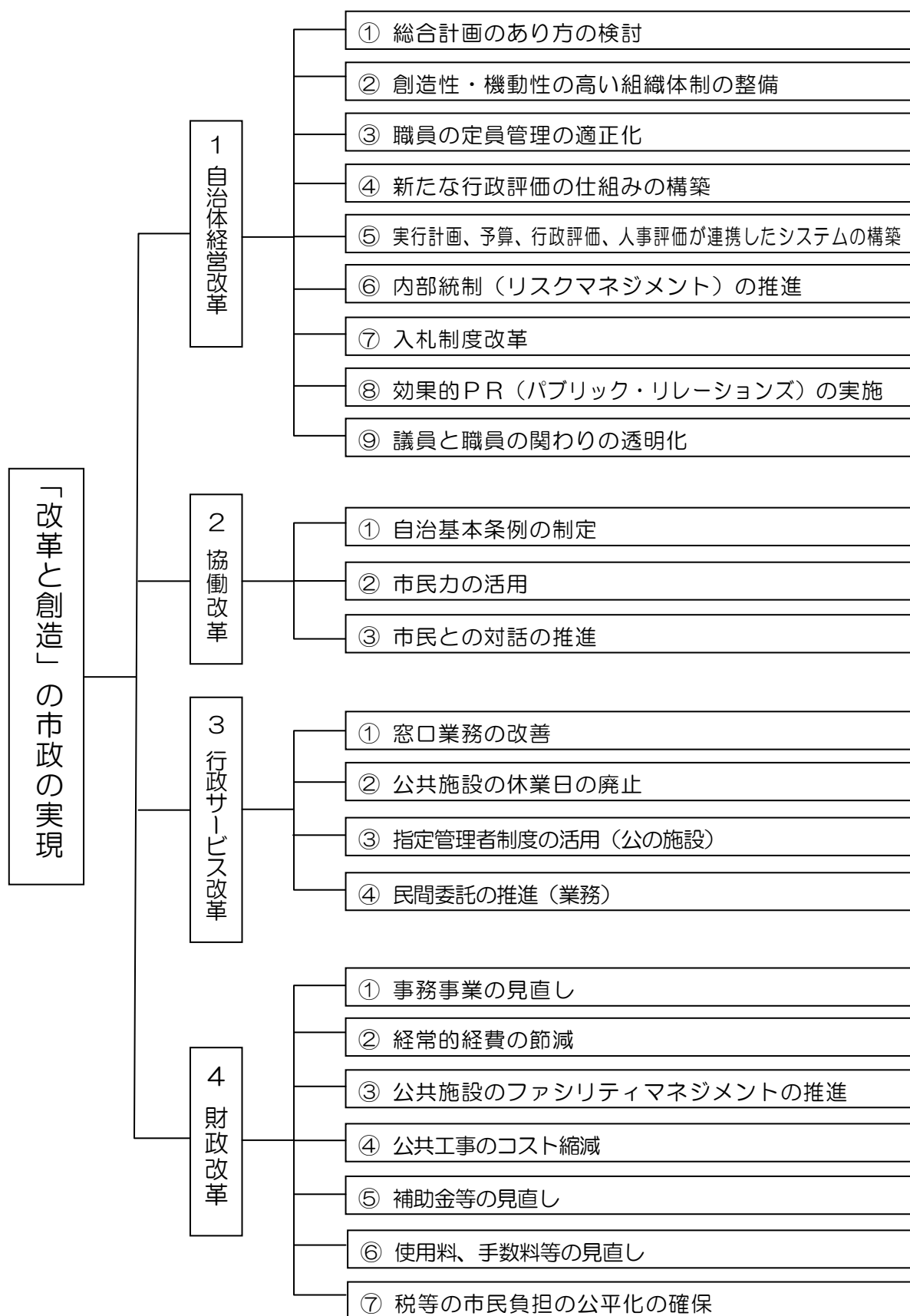
重点改革プランに基づき行政改革に取り組む中で、市民税10%分＝約10億円の歳出削減・歳入確保の効果額を生み出すことを目標とします。

生み出した財源は、市民生活を豊かにするため、福祉・子育て・公共交通の充実や地域活性化など、時代の要請に応える重点施策を推進するために活用します。

<目標額> 約10億円（市民税10%分）

<使い道> 市民生活を豊かにするため、福祉・子育て・公共交通の充実や地域活性化など、時代の要請に応える重点施策を推進する財源として活用

5. 重点改革プランの体系図



6. 取組内容

(1) 自治体経営改革

① 総合計画のあり方の検討

総合計画は、従来、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経て基本構想を定めるものとされてきましたが、平成23年8月に同法の一部を改正する法律が施行され、基本構想に関する規定が削除されました。

これは、国が一律に基本構想の策定を義務付けるのではなく、地方自治体が各々の地域にふさわしいまちづくりのあり方を考え、自治体ごとに基本構想の策定の必要性や手続きなどを決めていくことが望ましいとの地域主権改革の趣旨によるものです。

また、一方で、マニフェスト型選挙が急速に広まる中、選挙により市民から負託を受けた市長が掲げるマニフェストと総合計画との整合をどのように図っていくのかという問題も解決しなければなりません。

そのため、今後の総合計画のあり方の検討を進めます。

(具体的な取組内容)

- ・今後の総合計画のあり方の検討

② 創造性・機動性の高い組織体制の整備

地域主権が進む中、市長のトップマネジメント機能を強化し、市民とともに未来を創造する戦略的な市政運営と市民力の活性化を進めるため、平成23年7月に市政戦略課、秘書広報課、人事課、協働推進課で構成する市長公室を新設するとともに、マニフェストの進行管理や主要課題の解決に向けた議論を行うため、市政戦略本部を設置しました。また、平成24年4月には、防災及び危機管理体制の強化を図るため、市長公室に危機管理課を新設しました。

今後も平成24年度に完成する市役所新庁舎での業務開始や、市を取り巻く社会経済情勢、市民ニーズなどの変化に迅速・柔軟に対応できるよう創造性・機動性の高い組織体制を構築します。同時に、職員の積極的な創意工夫と仕事への主体的な取組みを促進するため「職員提案制度」の充実や職務や能力、実績を反映できる給与制度の構築などにより、職員の創造性・機動性を高めます。

また、重要施策や課題についての縦割り行政の弊害を排除するため、組織横断的な事業調整機能の強化など、行政統括機能の充実を図ります。

(具体的な取組内容)

- ・組織改正（市長公室の新設など）
- ・「市政戦略本部」、「市政戦略会議」の設置

- ・組織横断プロジェクトの活用
- ・職員提案制度の充実
- ・職務や能力、実績を反映できる給与制度の構築

③ 職員の定員管理の適正化

社会経済情勢が大きく変化する中で、簡素で効率的な行財政システムを構築するため、引き続き職員数の適正な管理を行い、事務量に見合った効率的な職員配置を行います。

また、行政経験豊富な再任用職員をはじめ、任期付職員や非常勤職員など多様な任用形態の活用を図り、行政サービスの外部委託など組織運営の効率化と連動した取組みを進めます。

(具体的な取組内容)

- ・定員管理の適正化
- ・再任用職員の活用
- ・職員給与の適正化
- ・管理職の構造の見直し

④ 新たな行政評価の仕組みの構築

限られた財源の中で様々な事業を推進するにあたっては、時代の要請を的確にとらえ、その手法、効果等を目標達成度などで評価しつつ、事業の見直しに取り組んでいくことが必要です。そして、透明性が高く、厳格な評価を行うためには、職員の自己評価だけではなく、庁内・庁外を問わず第三者の視点が有効となります。

そのため、市民や外部有識者、庁内の経営部門などの第三者の視点による事業仕分け的な手法や民間の経営分析手法など新しい行政評価手法の導入によって、行政を透明化し、事業コストの最適化を図ります。

(具体的な取組内容)

- ・外部評価（行政評価市民公開フォーラム）、第三者評価の実施
- ・経営分析手法の導入

⑤ 実行計画、予算、行政評価、人事評価が連携したシステムの構築

施策の有効性を確保するためには、適切な目標設定や手法選択を行い、事業計画の進行管理を行うとともに、これを評価し、その結果をこれからの取組みに反映していくことが重要です。そのため、行政評価の結果を予算編成の過程

で効果的に活用できるシステムの構築を進めます。

また、人事評価は事業計画における組織目標と連動していることから、事業計画の着実な進行管理を行う行政評価との連携も必要となるため、本市の行政評価システムと人事評価システムの連携を図ります。

(具体的な取組内容)

- ・実行計画、予算、行政評価、人事評価が連携したシステムの構築

⑥ 内部統制（リスクマネジメント）の推進

自治体においては、自然災害や事故などの事後対応を中心とする危機管理だけでなく、職員の不祥事や情報漏えいなど多種多様なリスクが存在します。

そうした自治体を取り巻くリスクが多様化する中で、市民から信頼を得るためには、職員のコンプライアンスに対する意識を高めるとともに、自治体経営や組織管理上の様々なリスクを事前に想定し、積極的に対応策を整えておく必要があります。

そのため、全庁的な内部統制の整備・運用を図ります。

(具体的な取組内容)

- ・全庁的なリスクマネジメントの実施

⑦ 入札制度改革

公共工事等の発注にあたっては、品質や透明性の確保はもちろん、最少の経費で最大の効果をあげるよう執行しなければなりません。

一方、適正な競争により、市内企業が持続的に発展していくことも、本市にとって重要な課題であります。

そのため、競争性、公平性、透明性を確保しつつ市内企業を育てることができ入札制度へ改革します。

(具体的な取組内容)

- ・入札制度の見直し

⑧ 効果的PR（パブリック・リレーションズ）の実施

円滑な市政運営を実現するためには、市民の市政に対する理解を深め、協力を得ることが求められます。行政からの一方的な情報提供ではなく、市民の意見を幅広く聴き施策に反映するなど、分かりやすく効果的なPR（パブリック・リレーションズ＝市民と行政の良好な関係づくり）が必要です。

そのため、全庁的に効果的なPRに対する認識を高め、それを実施する体制をつくります。

また、計画づくりや施策の推進にあたっては、計画的かつ効果的なPRを展開していきます。

(具体的な取組内容)

- ・「広報戦略会議」の設置
- ・施策ごとの広報プランの策定
- ・職員向けPR研修の実施

⑨ 議員と職員の関わりの透明化

行政と議会が健全な関係を維持するため、議員から職員に対する具体的な要望などの働きかけは文書化し、透明化するルールを作ります。

文書化されたものは、情報公開の対象とし、行政の透明性を一層高めます。

(具体的な取組内容)

- ・議員から職員に対する具体的な要望などの働きかけを文書化するルール作り

(2) 協働改革

① 自治基本条例の制定

住民自治と協働を基本とする地域自治を目指し、地域の自己決定・自己責任で市政を進めるため、自治の理念や、市民・行政・議会等の役割、市民参画や市民協働などについて基本となるルールを定める必要があります。

そのため、市民主体による自治の一層の推進に向けて、住民自治と協働を基本とした小牧市独自の「自治基本条例」を制定します。

(具体的な取組内容)

- ・自治基本条例の制定

② 市民力の活用

地域主権時代の地域自治モデルを目指す上では、市民と行政が協働でまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、市民から協働事業などの提案を受ける「協働提案事業化制度」や、市民活動の地域の拠点となり、地域の課題に住民が主体的に取り組む「地域協議会」の創設など、市民の創意工夫と相互扶助が活かされる仕組みを構築します。

(具体的な取組内容)

- ・協働提案事業化制度の創設
- ・地域協議会の創設
- ・NPO・市民活動支援制度の充実

③ 市民との対話の推進

情報公開を徹底するとともに、定期的に市長が直接市民に市政の現状や課題を報告し、市政への理解を深めてもらうことにより、市民と行政の協働によるまちづくりの促進を図ります。

また、幅広い層の市民が市政課題や地域の問題について自ら議論する機会を通じ、市民の潜在的な声を市政に反映させることにより、市民の市政参画意識の向上を図ります。

各種団体からの要望などについては、その内容と回答を公表し、市政の透明性や信頼性を高めます。

(具体的な取組内容)

- ・情報公開の推進
- ・定期的なタウンミーティングの開催
- ・無作為抽出による市民討議会の開催
- ・外部評価（行政評価市民公開フォーラム）の実施
- ・団体等からの要望等の公表

(3) 行政サービス改革**① 窓口業務の改善**

市民にとって利用しやすい市役所とするため、市役所の平日開庁時間の延長・休日開庁のあり方の検討や窓口業務の改善を進めます。

また、多種多様な不安や悩みを抱える市民からの相談が増加傾向にあるため、市民の利便性を向上させ、誰もがわかりやすく相談しやすい窓口とするなど、市民に安心を提供するための相談体制を工夫します。

(具体的な取組内容)

- ・市役所平日開庁時間の延長・休日開庁のあり方の検討
- ・パスポート発行業務の開始
- ・証明書発行業務等の利便化
- ・市民相談総合窓口の設置

② 公共施設の休業日の廃止

公共施設の休業日について、見直しの検討を行い、市民の利用ニーズが高く、費用対効果が高い施設については、原則として休業日をなくし、市民の利便性向上を図ります。

(具体的な取組内容)

- ・ 公共施設の休業日の廃止

③ 指定管理者制度の活用（公の施設）

公の施設について、民間能力の活用により、市民サービスの向上や経費の節減を図るため、市が指定する法人等が管理運営を行う指定管理者制度を有効に活用します。

また、より効果的・効率的な施設の管理運営及び利用者へのサービス向上を図るため、平成 19 年度に策定した「指定管理者制度に関する指針」の見直しを行います。

保育園については、将来的に半数程度を目標に民営化を進める中でリフレッシュ預かりなど多様なニーズに対応します。

(具体的な取組内容)

- ・ 「指定管理者制度に関する指針」の見直し
- ・ 児童館、保育園への導入の推進

④ 民間委託の推進（業務）

簡素かつ効率的な行政の運営を図るため、現在、直営により実施している事務事業について、民間による実施が可能でサービスの向上やコストの削減が見込めるものなどについては、公的責任に留意しながら民間委託を積極的に推進します。

(具体的な取組内容)

- ・ ごみ収集業務の民間委託の推進

(4) 財政改革

① 事務事業の見直し

今後厳しさを増す行財政環境の中で、ますます多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応していくため、行政の守備範囲を見極めるとともに、行政事務の効率化、低コスト化を図る必要があります。

そのため、この重点改革プランに掲げた事業仕分け的な手法を活用した行政評価市民公開フォーラムなどの新たな行政評価手法も活用し、事務事業の見直しを行います。

(具体的な取組内容)

- ・行政評価手法等による事務事業の見直し

② 経常的経費の節減

現在、本市の財政指標は比較的良好な数値を保っており、基金もある程度確保されていますが、経常的経費の増加による財政構造の硬直化が進んでいます。特に、少子高齢化や長引く不況の影響による扶助費の増加や施設の老朽化に伴う施設管理費の増加が、その大きな要因となっています。

そのため、健全財政維持のため、コスト意識の徹底と費用対効果の検証を行い、徹底した改善・見直しを行うことにより、経常的な経費の節減に努めます。

(具体的な取組内容)

- ・経常的経費の節減

③ 公共施設のファシリティマネジメントの推進

現在、本市が所有する公共施設の多くは築後30年以上が経過し、今後、施設の老朽化に伴い大規模な改修時期を迎えるため、大きな財政負担となることが予想されます。

そのため、経営的視点から、総合的・長期的観点に立ち、公共施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減、維持管理費の平準化などを目指した公共施設のファシリティマネジメントに関する取組みを推進します。

(具体的な取組内容)

- ・ファシリティマネジメントの専門部署の創設
- ・公共施設長寿命化計画の策定

④ 公共工事のコスト縮減

限られた財源の有効活用及び効率的な公共工事の推進を図るため、公共工事のコスト縮減に対する取組みを進めつつ、その取組内容の改善に向けた見直しを行ってきました。

今後は、更にコストと品質の両面を重視した方策を進めるため、現在取り組んでいる「小牧市公共工事コスト改善プログラム」の更なる推進を図ります。

(具体的な取組内容)

- ・小牧市公共工事コスト改善プログラムの推進

⑤ 補助金等の見直し

各種補助金等のねらい、目的を補助対象者等に周知するとともに、目的が達成された補助金等や公益性の薄れた補助金等は、廃止します。

新しい補助金等を設置する場合は、「終期設定」の徹底を図り、固定化及び既得権化を抑制します。

(具体的な取組内容)

- ・既存補助金等の見直し

⑥ 使用料、手数料等の見直し

使用料・手数料等の定期的な見直しなどを行い、公平な負担による自主財源の確保に努めます。

受益と負担の適正化を図るため、使用料・手数料全般について、物価の動向、他市の状況等を勘案しつつ、見直しを行います。

(具体的な取組内容)

- ・使用料・手数料の見直し
- ・自動販売機設置の入札化の推進

⑦ 税等の市民負担の公平化の確保

市税等の収納率を改善させることは、市の財源を確保し市民サービスを向上させる上で必要であるばかりでなく、税の公平性を保つ上でも非常に重要であるため、収納率向上のための取組みを強化します。

健全な財政運営を継続するためには、中・長期的な視点から基金や市債のバランスのとれた適切な活用を行っていく必要があります、そのことにより世代間負担の公平化を図ります。

都市計画税については、税負担の公平化を図るため、税率を引き下げます。なお、引き下げの時期や税率については、財政状況の将来見込み及び都市計画事業の進捗を踏まえ慎重に判断します。

(具体的な取組内容)

- ・市税等の収納率向上のための取組みの強化
- ・基金や市債の適切な活用
- ・都市計画税の税率の引き下げ

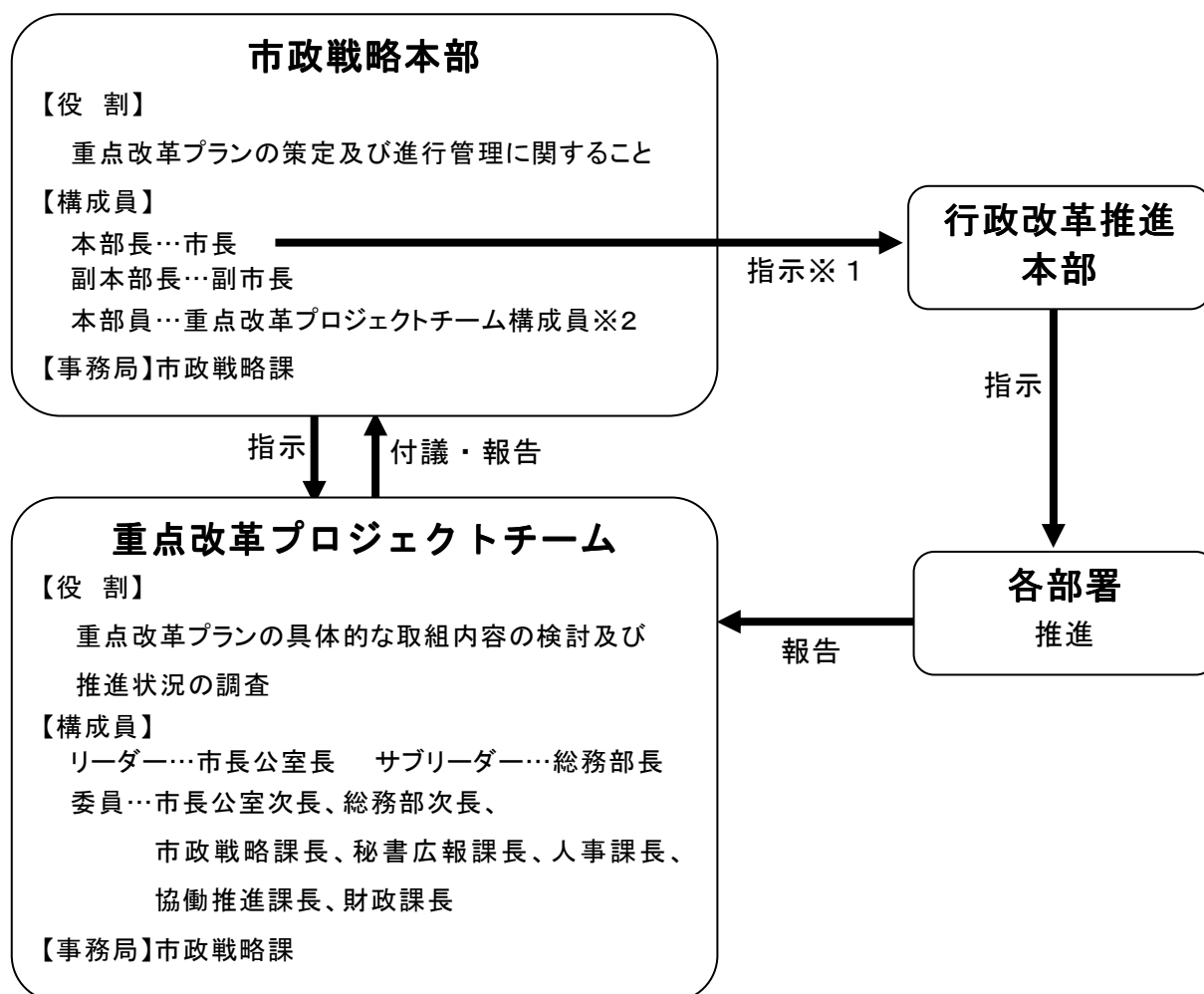
7. 推進体制

重点改革プランに掲げる内容には、行政改革大綱に位置づけられている項目もあることから、行政改革大綱と整合を図りつつ推進していきますが、取組期間が行政改革大綱と異なることや、より重点的に改革を進めることが必要なため、行政改革大綱の進行管理体制とは別に、市長を本部長とした市政戦略本部により強力に推進していくこととします。

また、市政戦略本部の下部組織として、市政戦略課、秘書広報課、人事課、協働推進課、財政課を中心に関係職員により構成した「重点改革プロジェクトチーム」を設置し、本プランの具体的な取組内容の検討及び推進状況の調査を行い、必要に応じて市政戦略本部に付議・報告を行います。

なお、市長が行政改革推進本部において本プランの推進を指示することにより全庁的な取組みとします。

【推進体制図】



※1…市長が行政改革推進本部に指示を行うことにより、全庁的な取組みとする。

※2…重点改革プランを検討する際の市政戦略本部の本部員は、重点改革プロジェクトチームのメンバーにより構成する。